

第 1 章

歴史的景観資源を知ろう

1	歴史的景観資源とは	05
2	歴史的景観資源の価値を知る	07
	(1) 歴史的価値	09
	(2) 地域的価値	11
	(3) 文化・芸術的価値	13
	(4) 環境的価値	15
	(5) 活用価値	17
	(6) 思い出価値	19
3	地域の身近な建物や樹木を チェックしてみよう	21

1 歴史的景観資源とは

札幌市では、景観上や歴史上重要なものとして、建物や樹木などを法や条例に基づき指定し、保存・活用に努めていますが、市内にはその他にも、地域にとって大切にしていけるべきものが多く存在します。

本ガイドでは、法や条例に基づき指定されているものや、今後価値を知り大切にしていけるべきものも全て含めて『歴史的景観資源』としています。

《法や条例に基づき指定されているもの》

法に基づき指定しているもの

景観法（良好な景観の形成に重要な建造物・樹木）
 【景観重要建造物】 【景観重要樹木】
 文化財保護法（歴史上又は芸術上価値の高いもの）
 【登録有形文化財】【指定文化財】
 ＊重要文化財
 ＊道指定文化財
 ＊市指定文化財 等

条例に基づき指定しているもの

【札幌景観資産】(札幌市都市景観条例)
 【道条例保護地区】(北海道自然環境等保全条例)
 【保護樹】(北海道自然環境等保全条例)
 【保存樹】(札幌市緑の保全と創出に関する条例) 等

《今後価値を知り、大切にしていけるべきもの》

自治体等が独自に選定しているもの

【さっぽろ・ふるさと文化百選】
 【各区での選定】 等

学術団体等の組織が選定しているもの

【北海道遺産(北海道遺産構想推進協議会)】
 【DOCOMOMO*】
 【近代化産業遺産群(経済産業省)】
 【選奨土木遺産(土木学会)】
 【近代土木遺産(土木学会)】 等

組織や制度上の指定、選定はされていないが考慮が必要なもの

【地域の歴史・文化を語るもの】
 【地域にとって誇り・愛着のあるもの】 等

※DOCOMOMO

(=Documentation and Conservation of buildings,sites and neighbourhoods of the Modern Movement) :モダン・ムーブメントにかかわる建物と環境形成の記録調査および保存のための国際組織



豊平館



清華亭



知事公館



旧市民会館前のハルニレ



時計台



北海道庁旧本庁舎

『地域の歴史性』

歴史的景観資源は地域の歴史を物語っています。

現時点においてはまだ歴史が浅く、法や条例による指定はされていませんが、地域の景観形成において大切なものや、時間の経過とともに、これから歴史的価値が向上していくものもあります。

その他、地域にとって誇り・愛着のあるものや地域交流などの促進、観光に寄与しているものなども含まれます。

登録有形文化財では築50年以上のものを登録条件としていますが、近代の建築では築25年程度で歴史的価値を持つこともあります。このように、場所や時代によって時間軸は変化していくということも踏まえた上で、将来を見据えた歴史的景観資源の捉え方が重要になってきます。

